

第 3 章 知的財産法研修簡易教材例

知的財産法の理解に向けて

職業能力開発総合大学校

能力開発研究センター

調査研究室

桜井 博行

知的財産を考えるにあたり

GATTからWTOへ移行

この移行の意味するもの

この移行の具体的内容

GATTで主として対象にしたのは「物」

物：有体物

WTOにおいては「物」に加えて、サービス貿易や知的財産権もカテゴリー（保護の対象）となった

成果：知価の高騰

知的財産権とは

Intellectual Property

知的財産権法のカテゴリー（法の枠組み）からさらに定義し直すと

「人間の精神的創作活動の結果生じた無形の創作物および営業上の標識で財産的価値のあるもの」

知的所有権等との関係

知的財産権は知的所有権あるいは無体財産権とも呼ばれる(ほぼ同義)

知的所有権: 知的財産についての権利構成が有体物を対象にした所有権の属性に類似するものである点に着目した呼び方

無体財産権: 知的財産権の客体が実体をもたない、無体物である点に着目した呼び方

知的財産権の概念

世界知的所有権機関(WIPO)設立条約(2条viii)

- ①文芸、美術及び学術の著作物
- ②実演家の実演、レコード及び放送
- ③人間の活動のすべての分野における発明
- ④科学的発見
- ⑤意匠
- ⑥商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示
- ⑦不正競争に対する保護

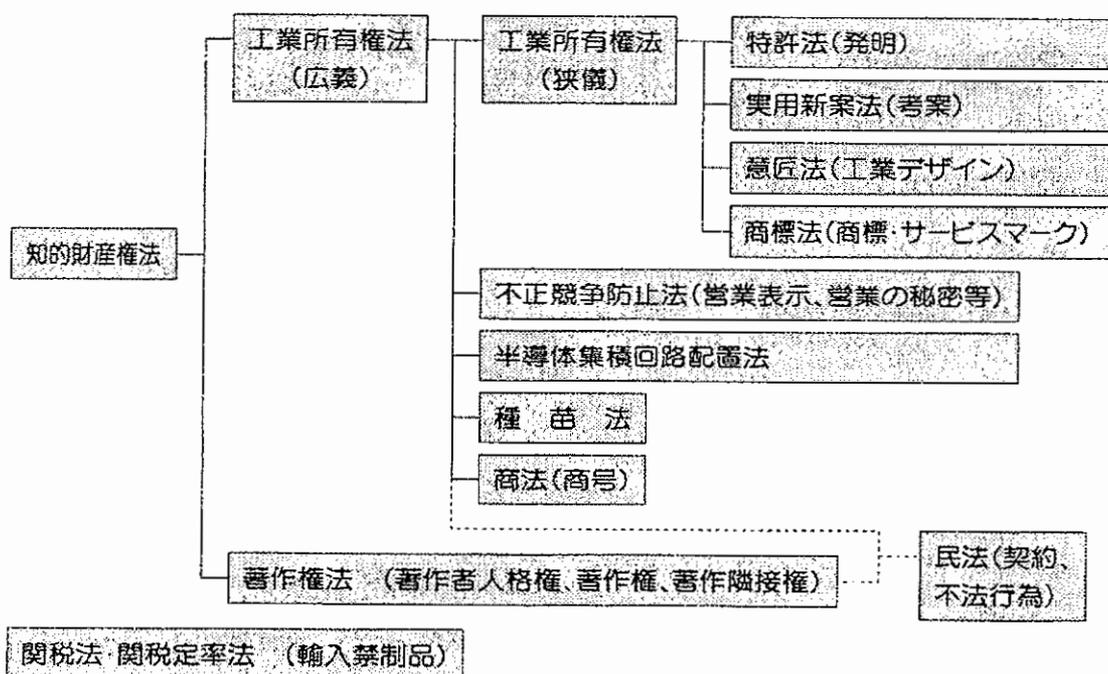
に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他の全ての権利

知的財産権の内容

知的財産権	工業所有権	種別	権利の存続期間	所管
		特許権	出願から20年	通商産業省・特許庁
実用新案権	出願から6年			
意匠権	登録から15年			
商標権	登録から10年 (更新登録可能)			
知的財産権	工業所有権	半導体回路配置利用権	登録から10年	通商産業省
		不正競争の防止		
	著作権	著作者の死亡から50年	文部省・文化庁	
	植物新品種の保護	登録から20年 樹木は25年	農林水産省	

* 通商産業省は経済産業省と、文部省は文部科学省と読み替える

知的財産権法の法体系



* 「知的財産権法」と「工業所有権法」は法律群の総称。

知的財産法

知的財産法の類型

- 権利として保護するタイプ
- 不正侵害の防止によって保護するタイプ

権利として保護するタイプ

工業所有権に類型化される特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置権等(それぞれ、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路配置法によって規律)、権利発生に一定の方式が求められるもの(方式主義)と

著作権に類型化されるものに大別され、著作権は、権利発生に登録等の方式は必要ない(無方式主義)

具体的権利とはせず侵害の防止によって保護するタイプ

不正競争：営業表示、営業の秘密等（不正競争防止法）

不法行為（民法）

商号不正使用（商法）

知的財産権侵害となる商品の輸入阻止（関税法、関税定率法）

工業所有権の概要

特許権：特許権者が特許に係る発明を独占排他的に実施できることを内容とする権利

実用新案権：実用新案権者が実用新案に係る考案を独占排他的に実施できることを内容とする権利

意匠権：意匠権者が登録意匠及びこれに類似した意匠を独占排他的に実施できることを内容とする権利

商標権：商標権者が指定商品・役務について登録商標を独占排他的に使用できることを内容とする権利

特許権

特許法で保護

- ・具体例：物または方法の技術面のアイデアのうち高度なもの実用新案と比べて長ライフサイクルのもの（ハードと結びついたコンピュータプログラム、植物、動物、微生物なども含む）、トピックスはビジネスモデル特許
- ・保護期間：出願の日から20年
（医薬品と農薬については5年を限度として延長可能）

実用新案権

実用新案法で保護

- ・具体例：物品の形状、構造などの技術面のアイデアで早期実施、短ライフサイクルのもの
特許に比べて技術が高度でなくても良い
方法のアイデアは対象外
- ・保護期間：出願の日から6年
典型的4つの工業所有権の中で唯一、無審査で登録

意匠権

意匠法で保護

- ・具体例: 物品(物品の部分を含む)の形状、模様、模色彩などの物の外観としてのデザイン
単なる絵や図柄は対象外
- ・保護期間: 設定の登録の日から15年

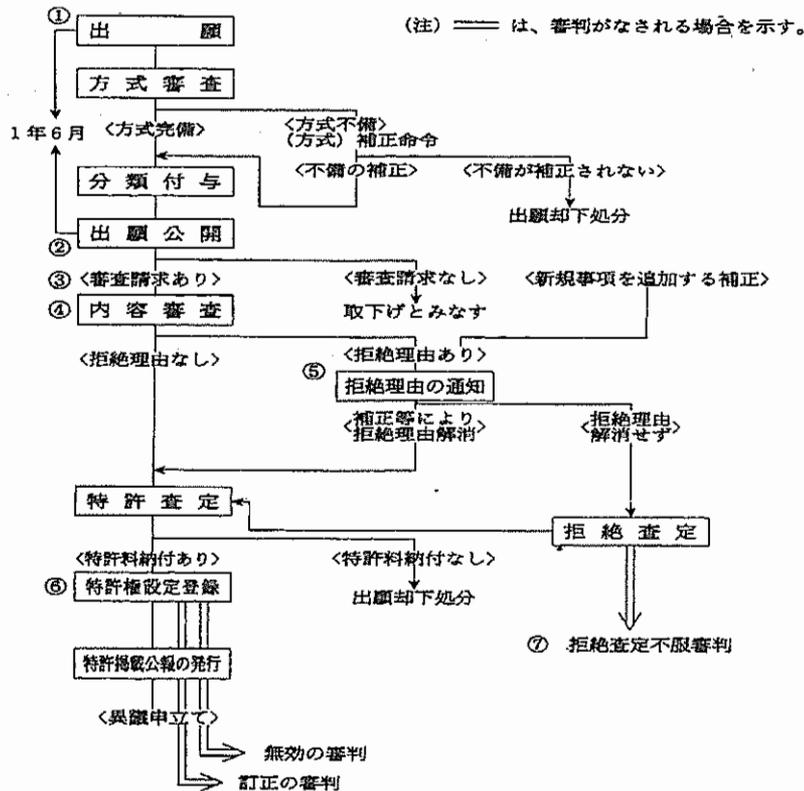
商標権

商標法で保護

- ・具体例: 商品やサービスについて自他の識別力を有する文字、図形、記号、立体的形状、(色彩)
- ・保護期間: 設定の登録の日から10年(継続使用による更新が可能)

工業所有権取得の手続き

出願から登録までの手続（特許の例）
（平成8（1996）年1月1日以後）



出願から登録まで
（特許の例）

工業所有権の実施・使用権

実施権	内容
専用実施権 特許法 77 条、68 条 実用新案法 18 条 商標法 30 条（専用使用権） 意匠法 27 条	権利者ではない第三者に認められる独占的排他的な実施権。契約に基づいて設定され、原簿への登録が権利発生の要件とされることができ、設定すると、元々の権利者であっても設定された専用実施権の範囲では実施権を失う。同じ専用実施権を別々なる人に重複して設定することはできない。
通常実施権 特許法 78 条 実用新案法 19 条 商標法 31 条（通常使用権） 意匠法 28 条	権利者から差止や損害賠償請求を受けなく実施することができる権利。実施の許諾のこと。専用実施権と異なり登録は必要なく、当事者間の合意によって成立する。また、同じ内容の実施権を複数の者に多量に設定することもできる。
法 職務発明に関する使用者の実施権 特許法 35 条 実用新案法 11 条 3 項 意匠法 15 条 3 項	従業員や役員、公務員が職務に関する発明や考案などをして特許や実用新案や意匠が成立した場合、使用者や法人、国・地方公共団体に実施権が成立する。
定 先使用による実施権 特許法 79 条 実用新案法 26 条 商標法 32 条（先用権） 意匠法 29 条	出願にかかる発明や考案などの内容を知らずに、出願の際に既にその発明や考案、商標や意匠を事業として実施していたり、その準備をしている者には、その限度で実施権が認められる。
施 無効審判請求登録前の実施による実施権 特許法 80 条 実用新案法 20 条 商標法 33 条（中用権） 意匠法 30 条	一つの発明や考案について複数の特許や実用新案などの無効が審判で争われた場合、無効審判の登録前に無効の要件があることを知らずに、発明や考案、商標や意匠を事業として実施したり、その準備をしていた者が、結果的に審判で権利を失い、別な者に特許権や実用新案権が認められた場合にも実施権が成立する。この場合、実施権者は特許権者等に相当の対価を支払う必要がある。

工業所有権の実施・使用権の意義

発明でいえば、

特許法は発明の保護と利用の視点で構成されている

すなわち、各条文は保護と利用を実現するため、ないしは両者の調和をとるために存する

実施権は主に利用を促進するためのもの

権利侵害行為と救済

権利侵害行為とは、権利のない者(含む無「権原」者)が、業として2条3項にかかる行為をすること(直接侵害)

直接侵害を防止するだけでは有効な権利保護がはかれないことが多いことを考慮し、これ以外でも一定の要件を具備するものを間接侵害として直接侵害の場合と同様に扱う

刑事罰による制裁をもって権利侵害を抑制:次頁

工業所有権侵害に対する刑事罰

法 律	違 反 行 為	罰 則
特許法 (特許法 196 条 1 項)	特許権又は専用実施権の侵害	5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金(*)
実用新案法 (意匠法 56 条 1 項)	実用新案権又は専用実施権の侵害	3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金
意匠法 (意匠法 69 条 1 項)	意匠権又は専用実施権の侵害	3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金
商標法 (商標法 78 条)	商標権又は専用使用権の侵害	5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金

(*) 法人の場合、1999 年 1 月より法人重課として「億 5 千万円以下の罰金が課されることとなりました。

著作権法

我が国著作権制度

1869 年「出版条例」: 福沢諭吉の政府への依頼による

1899 年「著作権法」: ベルヌ条約への加盟のため

ベルヌ条約: 無法式主義を中心に、内国民待遇、法廷地法源主義、遡及効を特徴とする著作権の保護のための条約

著作権に関連する主な条約

前頁において既出のベルヌ条約に加え、

- 万国著作権条約(1952年)
 - 実演家等保護条約(ローマ条約)
 - レコード保護条約
 - WTO協定
 - WIPO著作権条約
 - WIPO実演・レコード条約
- 等である

万国著作権法条約の概要

◎ 表示、内国民待遇、不遡及、締約国の国民の著作物・締約国で最初に発行された著作物が保護対象

◎ 表示: 「◎の記号、著作権者の氏名、最初の発行年の掲載」を一体にすることを要件に、無方式主義をとる締約国の国民の著作物が方式主義をとる締約国でも保護されるとの効果

ベルヌ・万国著作権条約の基本原則

内国民待遇の原則	条約に同盟している国の国民であれば、他国民であっても自国民と同じ保護を与えるとする原則
第一発行地主義の原則	条約に加盟していない国の国民であっても、同盟国内で著作物を発行すれば、その国の国民と同じ保護を与えるとする原則
無方式主義(ベルヌ条約)	出願や登録などの手続きなしで著作権が発生するとする原則
方式主義(万国著作権条約)	©マークを表示することで著作権を認める原則

著作物について

著作権法で保護の対象となる著作物であるためには、以下の事項すべて満たすものである必要がある(著2条1項1号)

- (1)「思想又は感情」を表現したものであること
→ 単なるデータが除かれます。
- (2)思想又は感情を「創作的」に表現したものであること
→ 他人の作品の単なる模倣が除かれます。
- (3)思想又は感情を「表現したもの」であること
→ アイデア等が除かれます。
- (4)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること
→ 工業製品等が除かれます。具体的には、小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラム等が、著作権法上、著作物の例示(著10条1項1～9号)として挙げられています。

その他、編集物で素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、編集著作物(12条、12条の2)として保護されます。新聞、雑誌、百科事典等がこれに該当します。

著作物の具体例(10条1項)

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物

次頁へ

著作物の具体例(10条1項)

- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

二次的著作物(11条)

- 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」と定義されている(2条11号)

(注)もととなった著作物(原著作物)とは別個の著作物として保護を受ける

編集著作物(12条)

例

- 百科事典、新聞、雑誌、詩集、論文集等
これらは、種々の著作物より成る

編集物は、素材である個々の著作物の選択又はそれらの配列方法に創作性を有する場合には、著作物としての保護の対象であり、これを編集著作物という(12条1項)

次へ

編集著作物2

- 英語単語集、職業別電話帳等、著作物でないデータ等を素材とするものであっても、その素材の選択又は配列に創作性があるものは編集著作物たり得る

データベースの著作物(12条の2)

「論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」(2条1項10号の3)

編集著作物と類似する面をもっているが、「素材の配列」ではなく「情報の体系的な構成」に著作物としての重要な要素を認めている点で異なる

体系的な構成とは

次へ

データベースの著作物2

- 「体系的な構成」とは、コンピュータで検索するためのコード、個々の情報の属性（数値なのか文字なのかなど）、情報の文字数や桁数等を設定し、それに従って情報を整理し、組み立てることをいう

共同著作物

共同著作物」とは、「二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの」（2条1項12号）

権利の目的とならない著作物

- 権利の目的とならない著作物とは、著作物であっても、その性質上、国民に広く開放して利用されるべきであるとして、著作権法上の保護を受けないもの(十三条各号)

保護を受ける著作物(6条)

- (1)日本国民の著作物(6条1号)
- (2)最初に国内において発行された著作物(6条2号)
- (3)条約により我が国が保護の義務を負う著作物(6条3号)

著作者について

- 17条により、原則著作者が(広義の)著作権を享有 ∴どのような者が著作者かが問題となる

著作者の定義

著作者とは、「著作物を創作する者」(二条一項二号):「思想感情を独自の表現として具体化するという創作行為を行った者」である

著作者の推定

- 一般に、著作物の創作が、いつ、誰によって、その著作物が創作されたのかを立証することが困難である場合が多い
- そこで、「著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名(中略)が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。」(14条)という規定を置く
- 注意:「推定」であり、「みなす」ではない

法人著作・職務著作(15条)

- (1) 法人の発意に基づき作成されるものであること
- (2) 法人の業務に従事する者により作成されるものであること
- (3) 法人の従業員の職務上作成されるものであること
- (4) 法人の著作名義の下に公表するものであること
- (5) 法人内部の契約、勤務規則等に、別段の定めがないこと

共同著作物の著作者

- 複数の者がひとつの著作物の著作者
- すなわち、ひとつの著作物の著作権を複数の者が共有
- なぜなら共同著作物は、複数の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものであるため

映画の著作物の著作者

- 映画の著作物も共同著作物の一種、その著作者とは、「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」(16条)とされる

著作者の権利(発生)について

- 「著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる」(51条)
- 著作権:権利の発生に一切手続を要しない:「無方式主義」 なお、工業所有権は「方式主義」

著作権の消滅(51条以下)

- 著作権は、後述(第四章)の保護期間の満了により消滅
- 原則的には、著作者の死後50年を経過するまで
- 著作者の死後においては、遺族その他の承継者が著作権を有することになります

著作者人格権

- 公表権(18条): 著作物を公表するか否か、公表する場合に、その時期、方法等を決定することができるという権利
- 氏名表示権(19条): 著作物の原作品又はその複製物が公衆に提供又は提示される際に、著作者の氏名を表示するか否か又は表示する際にどのような名義で表示するかを決定する権利
- 同一性保持権(20条): 著作物の同一性を保持し、著作者の意に反した改変を受けない権利

著作権(財産権):1

- 複製権(21条):「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること」(2条1項15号)
- 上映権、演奏権(22条):脚本による演劇等を公に上演したり、音楽を公に演奏する権利

次へ

著作権(財産権):2

- 公衆送信権等(23条):「公衆送信」とは、公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと
- 口述権(24条):公衆に対して直接に小説等を朗読、口述の録音物を公に再生する場合に働く権利

次へ

著作権(財産権):3

- 展示権(25条):美術の著作物及び写真の著作物の原作品を公に展示することを内容とする権利
- 上映権、頒布権(26条):著作物を映写幕その他の物に映写すること(2条1項18号)、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与すること(同条1項19号)を内容とする権利

次へ

著作権(財産権):4

- 貸与権(26条の2):原始的に著作者が専有する、自己の創作した著作物の複製物を公衆に貸与する権利
- 翻訳権、編曲権、変形権、翻案権(27条):原著物の著作者が、当該著作物に対し原始的に有する翻訳、編曲、変形又は翻案して、新たな創作行為を加えて二次的著作物を創作について原始的に専有する権利

次へ

翻訳、編曲、変形、翻案：5

- 翻訳：言語の著作物について、その言語体系と異なる他の国語により表現すること
- 編曲：音楽の著作物の楽曲の部分について、例えば、クラシック曲をジャズ調にアレンジするなど、既存の楽曲に新たな創作性を加えて改作すること
- 変形：他の表現形式へ変更することであり、例えば、絵画を彫刻にすることなどがこれに該当
- 翻案：脚色、映画化などのように、ストーリー性や基本的モチーフ(内面形式)を維持しつつ、具体的な表現(外面形式)を変えること

著作権(財産権)：6

- 2次的著作物の利用権(28条)：翻訳、編曲等によりできた2次的著作物について、原著作物の著作者が、2次的著作物を利用することに関し有する権利(当該2次的著作物の著作者と同等の権利である)

著作者の権利の内容

著作権

著作(財産)権

著作権隣接権

著作人格権

■ 著作者の権利の内容

	著作人格権 (人格的利益を保護する権利)	公表権	公表されたいかいないかの著作物の公表のし方や場所を決定する権利	著作権法 78条	
著作 者の 権 利	氏名表示権	著作物に著作者を表示する権利を侵害する権利		19条	
		同一性保持権	著作物の内容や趣意を損傷し加えて改変されない権利	20条	
	著作権 (財産的権利を 保護する権利)	複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により複製し得る権利		21条
		上演権・演奏権	著作物を演劇、音楽演奏又は舞臺その他の方法により上演し、演奏する権利		22条
	公衆送信権等	著作物を公衆に伝達させることその他の方法により無線・有線電気通信を行った後、公衆送信の権利を行使する権利		23条	
	翻訳権	著作物の方法により、言語の著作物を二語や三語で公衆に伝える権利(支那を除く)		24条	
	翻作権	著作の著作物又は実演の著作物の全部または一部を公衆に複製する権利		25条	
	上映権・頒布権	映画の著作物を公衆に上映する権利及びその複製物を頒布して公衆に提供する権利		26条	
	貸与権	映画の著作物を除くその他の著作物の複製物を貸与することにより公衆に提供する権利		26条の2	
	翻訳権・翻案権等	著作物を翻訳し、編纂し、改題し、脚色し、改訂し、その他の改変をする権利		27条	
二次的著作物の 利用に 関する権利	演劇、音楽等の二次的著作物を創出する権利		28条		

著作隣接権の内容

演奏 家の 権 利	著作隣接権	録音・録画権	自分の実演を録音・録画する権利	著作権法 91条
		放送権・有線放送権	自分の実演を放送・有線放送する権利	92条
		送信可能化権	自分の実演を他人からのアクセスに応じて自動的に公衆に送信できる状態に置く権利	92条の2
		貸与権	商業用レコードを貸与する権利(最初に販売された日から1年に限定されている)	95条の2
	放送二次使用料を受ける権利		放送や有線放送で使用される商業用レコードの使用料(二次使用料)を放送事業者や有線放送事業者から受ける権利	95条
	貸レコードについて報酬を受ける権利		最初の販売日から1年を経過した商業用レコードの貸与に際して、貸レコード業者から報酬を受領できる権利	95条の2
レコ ード 制 作 者 の 権 利	著作隣接権	複製権	レコードを複製する権利	96条
		送信可能化権	レコードを他人からのアクセスに応じて自動的に公衆に送信できる状態に置く権利	96条の2
		貸与権	商業用レコードを貸与する権利(最初に販売された日から1年に限定されている)	97条の2
	放送二次使用料を受ける権利		放送や有線放送で使用されるレコードの使用料(二次使用料)を放送事業者や有線放送事業者から受ける権利	97条
	貸レコードについて報酬を受ける権利		最初の販売日から1年を経過した商業用レコードの貸与に際して、貸レコード業者から報酬を受領できる権利	97条の2
放 送 事 業 者 の 権 利	著作隣接権	複製権	放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利	98条
		再放送権・有線放送権	放送を受信して再放送したり、有線放送したりする権利	99条
		テレビジョン放送の伝達権	テレビ放送を受信して画面を拡大する特別装置(超大型テレビやオーラビジョン)で公に伝達する権利	100条
有 線 放 送 事 業 者 の 権 利	著作隣接権	複製権	有線放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利	100条の2
		放送権・再有線放送権	有線放送を受信して放送したり、再有線放送したりする権利	100条の3
		有線テレビジョン放送伝達権	有線テレビジョン放送を受信して画面を拡大する特別装置(超大型テレビやオーラビジョンなど)で、公に伝達する権利	100条の4

著作権の権利の制限(1)

(1) 私的利用のための複製等 (著作権法 30、43 条)	個人的な利用や家庭内での使用であれば、著作物の複製、翻訳、編曲、変形、翻案ができます。しかし、公衆利用目的で設置されている自動複製機（音楽テープやビデオのダビング業者の機器などです）を用いた複製は、私的利用目的でも著作権者の許諾が必要です。但し、文献複写機は除かれます。例えばコンビニに設置されている有料コピー機で学校のレポートを書くための資料として文献をコピーすることは著作権者の許諾なくできます。
(2) 図書館等における複製 (著作権法 31 条)	国会図書館、公共図書館、大学付属図書館など政令で認められた図書館で司書相当の職員がいる場合、次の要件の下に許諾なくコピーサービスや文献のコピーができます。 ①コピーサービスの場合 a 利用者の求めに応じて複製すること b 利用者の調査研究用であること c 公表著作物であること d 一部の複製（半分を越えない）であること e 利用者 1 人につき 1 部を越えないこと ②図書館資料の保存の場合には、汚損の著しい資料等の複製に限ること ③絶版等の理由により、一般の市場での入手困難で、資料を他の図書館からの求めに応じた複製の場合であること
(3) 引用 (著作権法 32 条)	引用の目的上正当な範囲内であれば、他人の著作物を引用して利用できます。しかし、引用部分が他と区別できることや引用される部分が「従」で自ら作成する著作物が「主」であること、さらに引用の出典が明示されていることが必要とされます。
(4) 教科書等への掲載 (著作権法 33、43 条)	学校教育目的であれば必要と認められる限度で著作物を教科書に掲載でき、翻訳、編曲、変形、翻案もできます。この場合、著作者への通知と補償金の支払が必要です。
(5) 学校教育番組の放送等 (著作権法 34 条、43 条)	教科書等への掲載と同様の限度で、学校教育番組で著作物を放送でき、放送のため翻訳、編曲、変形、翻案もできます。この場合も著作者への通知と補償金の支払が必要です。
(6) 学校その他の教育機関での複製等 (著作権法 35 条)	学校等で教育を担任する教師が、自分自身の行う授業の中で使用する目的で、例えば小説の一部をコピーするなどして著作物を複製したり、英語に訳したり、曲を合奏用に編曲するなど、変形、翻案をすることができます。但し、このような目的の使用であっても、試験問題集、ドリルやワークブックのように、本来一人一人が購入して使用される目的で作成された教材や書籍全体を丸ごと複製するのは許されません。

著作権の権利の制限(2)

(7) 試験問題としての複製 (著作権法 36 条)	発表された著作物を学校の入学試験や会社の採用試験に問題として複製する場合には、著作権者の許諾は不要です。
(8) 点字による複製 (著作権法 37 条)	公表された著作物の点字訳は自由にできます。また、点字図書館や盲学校図書館などの施設で、もっぱら盲人向けに貸し出す場合であれば、著作物の録音や翻訳もできます。
(9) 営利を目的としない上演等 (著作権法 38 条)	公表された著作物は、次の条件を満たす場合には、著作権者の許諾なくして、上演、上映、口述することができます。学校の文化祭や町内会の催し等での上演、演奏等の場合、これらの条件を満たせば、著作権者に許諾をとる必要はないこととなります。 ①営利を目的としていないこと ②聴衆や観衆から対価を徴収しないこと ③出演する実演家等に出演料などの報酬を支払わないこと また、公表された CD などの複製物は次の条件を満たせば、著作権者の許諾なく録音できます。ただし、ビデオや映画の著作物の場合、著作権法施行令第 2 条の 2 に定める視聴覚ライブラリー等での提供に限られ、また著作権者に補償金の支払いが必要です。 ④営利を目的としていないこと ⑤貸しを受ける者から料金を徴収しないこと
(10) 時事問題に関する論説の転載等 (著作権法 39 条)	新聞または雑誌に掲載された政治、経済、社会上的時事問題に関する論説は、転載禁止と明示されていない限り、他の新聞、雑誌に転載、放送できます。翻訳も可能です。
(11) 政治上の演説の利用 (著作権法 40 条)	公開の場で行われた政治上の演説、演述及び裁判手続での公開の演述は、同一の著作物のものを編集して利用する場合を除き、方法を問わずに利用、翻訳もできます。
(12) 時事的事件の報道のための利用 (著作権法 41 条)	写真、映画、放送その他の方法で、時事的事件を報道する場合、その事件を構成したり、その事件の過程で見られたり、開かれたりする著作物を正当な報道目的のために利用できます。
(13) 裁判手続等における複製 (著作権法 42 条)	裁判の手続や立法、行政目的の内部資料として必要な場合、著作物を複製することができます。しかし、利用の形態が、著作物の種類、用途または複製の部数態様に照らして著作物の利益を不当に害する場合、自由な複製は制限されます。
(14) 放送事業者による一時固定 (著作権法 44 条)	放送事業者は、放送のための技術的手段として著作物を一時的に固定することができます。ビデオで録音しておいて、その録音を放送するような場合です。
(15) 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (著作権法 45 条)	美術の著作物や写真の著作物の原作品の所有者は、屋外など一般公衆が見やすい場所に恒常的に設置する場合を除き、その原作品を展示することができます。
(16) 公開の美術の著作物等の利用 (著作権法 46 条)	屋外に恒常的に設置された美術の著作物と建築の創作物は、もっぱら美術の著作物の複製物を販売目的で複製する場合を除き、方法を問わずに利用できます。
(17) 美術の著作物等の展示に伴う複製 (著作権法 47 条)	美術の著作物や写真の著作物の原作品により、展示する場合には、観覧者のために解説や紹介の小冊子にこれらの著作物を掲載することができます。
(18) プログラムの著作権の所有者による複製等 (著作権法 47 条の 2)	プログラムの著作物の所有者は、滅失や毀損に備えてバックアップ・コピーの作成や必要なシステム付加のための複製を行うことができます。ただし複数のコンピュータで同時に使用するための複製には、この規定は適用されません。また、滅失以外の理由で、所有者を失った場合、この規定の適用を受けて作成された複製物は複製しなればなりません。

権利の保護期間

著作物	保 護 期 間
実名で公表した著作物	著作者の死亡後 50 年
無名または変名で公表した著作物（ペンネーム、芸名など）	公表後 50 年 (著作者が周知の場合、また公表後 50 年経過する前に実名で登録したり著作者名として表示し再公開した場合、実名公表著作物と同様、著者の死後 50 年を経過するまでが保護期間となる。)
共同著作物	最後に死亡した著作者の死後 50 年
団体名義の著作物	公表後 50 年 (公表されなければ、創作後 50 年)
映画の著作物	公表後 50 年 (公表されなければ、創作後 50 年)

著作権登録制度

①実名の登録 (著作権法 75 条)	無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現に著作権を有するかどうかにかかわらず実名の登録ができます。実名登録された著作物は、登録された者が著作者と推定されます。
②第一発行年月日等の登録 (著作権法 76 条)	著作権者又は無名もしくは変名の著作物の発行者は、その著作物の第一発行年月日又は第一公表年月日を登録できます。この場合も登録してある年月日が第一発行年月日又は第一公表年月日と推定されます。
③プログラム著作物の創作年月日の登録 (著作権法 76 条の2)	プログラムの著作物以外の著作物の場合には、登録できるのは公表されたものに限りませんが、プログラムの著作物の場合には、創作しただけその年月日が登録できます。この場合、登録された年月日に創作されたものと推定されます。
①著作権、著作隣接権の移転等の登録 (著作権法 77 条)	相続や合併等の一般承継の場合を除き、著作権の移転や著作権の処分の制限を第三者に対抗するには登録が必要です。また著作権を目的として質権を設定したり、それを移転したり、変更もしくは消滅させたりあるいは質権の処分の制限をするにも登録がないと第三者に対抗できません。
②出版権の設定等の登録 (著作権法 88 条)	著作物の出版権の設定、移転、変更もしくは消滅又は処分の制限は、登録しないと第三者に対抗できず、また出版権を目的とする質権についても設定、移転、変更もしくは消滅又は処分制限は登録しないと第三者に対抗できません。

ソフトウェアの著作権(1)

ソフトウェアの内容を勝手に書き換えて改変することは、著作者人格権を侵害する違法な行為となります。

また購入したソフトウェアをコピーして他人に交付することも複製権の侵害となります。

ソフトウェアの著作権(2)

購入形態	内 容
パッケージソフト	ソフトウェアが記録されているCD-ROMやフロッピーディスクとマニュアルなどがパッケージに同封されて売られているもの
プレインストールソフト	コンピュータの本体に、ワープロソフトやインターネット接続ソフトなどが予め組み込まれて販売されているもの
シェアウェア	インターネットを通じて、ソフトウェアをデジタルデータのまま直接コンピュータに送信してもらって、それをインストールして使用するもの(無償のものは「フリーソフト」と呼ばれています)

ソフトウェア契約とその問題点(1)

購入の際には、パッケージに記載された契約条件やダウンロード時に表示される契約条件を良く読んで。

ソフトウェア契約とその問題点(2)

契約名	内容
シュリンク・ラップ契約	パッケージソフトの場合に、パッケージを包んでいるセロハンやビニールの包装を破ってパッケージの内容物を取り出せる状態にすることによって、著作権者の定めた契約条件を承諾したものとみなすような条項が置かれている場合
クリック・オン契約	ダウンロードに先だって著作権者の定めた使用許諾の条件に同意するか否かの確認を求められ、同意のボタンをクリックすると、著作権者の定めた契約条件を承諾したものとみなされて、ソフトウェアのダウンロードが始まるようになっている場合

ソフトウェアの利用と違法コピー(1)

ソフトウェアをコピーして友人に貸し、コンピュータにインストールさせることは、著作権者の複製権や貸与権を侵害する違法行為です。

ソフトウェアの利用と違法コピー(2)

会社の中で、ソフトウェアを一つだけ購入し、社内の複数のコンピュータにインストールしたり、LANで接続されている複数のコンピュータで使用できるようにすることは複製権の侵害にあたります。

ネットワーク上の情報と著作権(1)

ネットワーク上を流れるソフトウェア、音楽や画像などのコンテンツ、ホームページの情報、電子メールや電子掲示板（BBS）への発言などには、すべて著作権があります。勝手に改変などをすると、著作者人格権を侵害していることとなります。

ネットワーク上の情報と著作権(2)

■ 著作物のネットワーク上の利用の形態

利 用 形 態	著作権法上の規定
ハードディスク、フロッピーディスクなどへのコピー ソフトウェアのインストール ワープロソフトやOSの機能を利用しての文章、画像等の切り取り、張り付け ホームページなどからのデータのダウンロード プロバイダーのサーバーへのデータ(ホームページなど)のアップロード	複製 (著作権法 21 条)
プロバイダーのサーバーへのデータ(ホームページなど)のアップロード BBS への書き込み、データのアップロード	公衆送信 (著作権法 23 条 1 項)
ゲームソフトのオンラインでの配信 映像ソフトのオンライン配信	映画の著作物または その複製物の上映、頒布 (著作権法 26 条 1 項)
音楽データのオンライン配信	映画以外の著作物の貸与 (著作権法 26 条の 2)

ホームページにおける著作権(1)

他人のホームページの文章や画像を勝手にコピーして自分のホームページに利用したり、電子メールで他人に送信したりすると、複製権の侵害になります。

ホームページにおける著作権(2)

他人のホームページからダウンロードした文章や映像、ソフトウェアを改変して自分のホームページで利用したり、第三者に利用させたりすると著作権者人格権の侵害になります。

ホームページにおける著作権(3)

CDの音楽やビデオやゲームソフトなどを、自分のホームページにアップロードして他人が自由にダウンロードできるようにしておくと、公衆送信権や頒布権や貸与権の侵害になります。

リンクと著作権

リンクをはるとき、フレーム技術を使って他人のホームページを自分のホームページの一部のように表示させると、他人の著作物を改変して使用していると見られ、著作者人格権の侵害となることがあります。

中古ゲームソフト販売の適否

中古ソフトの販売の適法性？ ○→中古ソフトの販売は適法。 ×→中古ソフトの販売は違法。			
東京地裁 ・H11. 5.27 東京地裁 平成10(ワ)22568	○	大阪地裁 ・H11.10. 7 大阪地裁 平成10(ワ)6979等	×
東京高裁 ・H13. 3.27 東京高裁 平成11(ネ)3355 (主な理由) ・法律 (著作権法26条1項) の限定解釈。	○	大阪高裁 ・H13. 3.29 大阪高裁 平成11(ネ)3484 (主な理由) ・頒布権は、第一譲渡により消尽。	○